

償却資産申告書（固定資産税）・給与支払報告書の提出について

償却資産申告書（固定資産税）および個人の市民税・県民税に係る給与支払報告書の提出については、次のとおりですのでよろしくお願いいたします。

<償却資産申告書の提出先>

(千種区、東区、北区、中区、守山区、名東区に償却資産をお持ちの方)	
栄市税事務所固定資産税課償却資産係	TEL (052)959-3309
〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)	
(西区、中村区、中川区、港区に償却資産をお持ちの方)	
本陣市税事務所固定資産税課償却資産係	TEL (052)433-4028
〒453-8626 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 (中村区役所等複合庁舎4階)	
(※) ささしま市税事務所は、令和5年1月4日に中村区役所等複合庁舎へ移転し、名称が本陣市税事務所になりました。	
(昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区に償却資産をお持ちの方)	
金山市税事務所固定資産税課償却資産係	TEL (052)324-9809
〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)	

<個人の市民税・県民税に係る給与支払報告書の提出先>

名古屋市個人市民税特別徴収センター	TEL (052)957-6930
〒460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10番4号 (丸の内会館)	

<提出期限について>

令和6年1月31日(水)です(なるべく1月19日(金)までにご提出ください)。

また、窓口が混雑することが予想されますので、電子申告や郵送による書類の提出にご協力をお願いします。

<電子申告について>

地方税ポータルシステム「エルタックス」により、インターネットを利用して、償却資産申告書および給与支払報告書の提出をはじめとする「法人市民税」「事業所税」「個人市民税・県民税(特別徴収)」「固定資産税(償却資産)」「市たばこ税」等に関する申告ができます。

<電子納付について>

「法人市民税」「事業所税」「個人市民税・県民税(特別徴収)」「市たばこ税」はPCdesk等エルタックス対応ソフトウェアから納付情報の発行を行い、電子納付することができます。

「固定資産税(償却資産)」「固定資産税・都市計画税(土地・家屋)」「軽自動車税(種別割)」「個人市民税・県民税(普通徴収)」は、eLマーク付納付書を利用して電子納付ができます。

(注) 各市区町村の電子申告・電子納税等のサービス提供状況は、エルタックスホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) でご確認いただけます。

<給与支払報告書について>

令和4年に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が100枚以上の場合、令和6年度の給与支払報告書について、エルタックスまたは光ディスクにより提出する義務があります。

エルタックスの場合、給与支払報告書と税務署へ提出する源泉徴収票を一括して作成・提出することができます。また、エルタックスを利用して給与支払報告書を提出した方について、「特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」および「特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」の受取方法として、電子データを選択された場合には、エルタックスで電子データをお送りします。

※令和6年度以降、電子データの副本送付は廃止されたため、書面と電子データ両方の受け取りを選択することはできません。

※光ディスクを利用して給与支払報告書を提出した場合は、書面の通知書のみを送付します（電子データの副本を格納した光ディスクは送付しません。）。

<マイナンバー（個人番号）の取扱いについて>

マイナンバー（個人番号）を記載した償却資産申告書および給与支払報告書（総括表）を提出していただく場合は、法律に基づいた本人確認（身元確認および番号確認）を行わせていただきます。マイナンバーを記載した申告書を窓口で提出される場合は、下記の身元確認書類および番号確認書類を提示してください。

提出者	本人	代理人	税理士
身元確認書類	マイナンバーカード（個人番号カード）（表面）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 の中から1点 または 年金手帳、敬老手帳、基礎年金番号通知書、社員証、学生証等 の中から2点	マイナンバーカード（表面）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 の中から1点（代理人のもの） または 健康保険証、年金手帳、基礎年金番号通知書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、敬老手帳、社員証、学生証等 の中から2点（代理人のもの） + 委任状、法定代理人であることを証する書類	税務代理権限証書 + 税理士証票（税理士事務所の職員の場合は、税理士証票の写し）
番号確認書類 (本人のもの)	マイナンバーカード（裏面）、通知カード（氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているものに限る）、マイナンバーが記載された住民票の写し の中から1点（本人以外の方が提出する場合は写し）		

郵送提出の場合は、上記の身元確認書類および番号確認書類の写しを同封してください。

※法人に係る償却資産申告書を窓口に提出される場合は、来庁された方の身分証を確認させていただきます。

※健康保険証の写しを同封する場合は、保険者番号や被保険者の記号番号等を黒塗りしてください。

＜中小事業者等が新規取得した先端設備等に係る課税標準の特例制度のご案内について＞

先端設備等導入計画について名古屋市の認定を受けた中小事業者等は、当該計画に基づき新たに取得した一定の設備等に係る固定資産税の課税標準額が、3～5年間、2分の1または3分の1に軽減されます。資産を取得した翌年の1月1日から1月31日（土・日・祝日の場合は翌開庁日）までに、必要書類を添付して、資産が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産係に提出してください。

詳しくは、**名古屋市公式ウェブサイト**〈<https://www.city.nagoya.jp/>〉の該当の記事（サイト内検索で「**先端設備等導入計画**」と入力し、検索）をご覧ください。

○先端設備等導入計画の認定・申請に関する問い合わせ

経済局産業労働部中小企業振興課経営支援係 TEL (052)735-2100

○固定資産税の特例に関するお問い合わせ

上記の「償却資産申告書の提出先」をご覧ください。